

## <論 説>

# 1930年代朝鮮における農村振興運動 ——植民地権力による農民の組織化過程——

松 本 武 祝

はじめに

- 1) 振興運動の制度的枠組み
- 2) 朝鮮農民をとりまくイデオロギー情況
- 3) 「私事化」イデオロギーの実践過程
- 4) 中堅人物による村落農民の組織化過程

結語

### はじめに

1932年以來朝鮮総督府によって推進された農村振興運動<sup>(1)</sup>は、1930年代朝鮮における農業政策の中核をなすものであった。1930年代朝鮮での農業政策の性格さらには農業問題の所在を明らかにするために、これまで、いくつかの研究が振興運動を主題的に取り扱ってきた。まず以下では、本論文の課題を設定する前提として、これまでの研究史を3つの論点から整理してみたい。

第一に振興運動の政策目的について。この論点に関して池秀傑氏<sup>(2)</sup>は、振興運動が「戦争動員体制の構築」と「植民地体制安定策」という2つの目的を有していることを指摘している。そして、宮田・富田氏の論文は前者の論点からの論考であるのに対して、自身は後者の論点からのアプローチを重視すると論じている<sup>(3)</sup>。

前者の論者たちは、十五年戦争下「兵站基地」朝鮮における（準）戦時動員体制構築の一環としての「皇民化」政策が振興運動を媒介に展開された点を強調している。これに対して池氏は、昭和恐慌下での農家経済の疲弊とそれともなう農村の政治的動揺（すなわち社会主義・民族主義的政治運動の活発化）という

情況への対応(=対抗)策として、振興運動が担った「社会政策的農政」(147頁)としての側面を強調している。池氏のこの分類法に従えば、その後の研究において青地論文は前者の論点を、鄭文鐘・朴ソプ論文は後者の論点を、それぞれ踏まえたものとなっている、<sup>(4)</sup>ということが出来る。

第二に振興運動の政策手法に関して。振興運動の「皇民化」政策としての側面を強調する論者たちは、村落<sup>(5)</sup>レベルにまで至る農民の組織化の深化およびそのルートを通じた農民に対する「皇民化」イデオロギー注入という点に注目してきた。他方、池氏は「総督府は……小作貧農層の貧しさは構造的な搾取メカニズムのためではなく小作貧農層の怠慢と無識の結果であると洗脳して、農民の外向化した政治的不満を私事化させようとした」(147頁)と述べて、いわば「私事化」イデオロギー注入政策として振興運動を特徴づけている。これに対して、「農家経済安定化政策」として振興運動を捉える鄭前掲論文は、朝鮮農地令、自作農地創定事業あるいは負債整理事業といった農業政策との関連を明らかにすることで、振興運動の制度的・財政的な基盤に注目している。

第三に、振興運動の村落内部での担い手について。この論点に関して宮田前掲論文は、「民間における担い手の不在」を強調した(72頁)。これに対して富田前掲第1論文は、いわゆる「中堅人物」こそが運動の民間側の担い手であり、彼/彼女らは主として自作・自小作農層から養成されたことを指摘している。また、朴前掲書も、「部落の上層」の農民が運動の「中心人物」としての役割を担ったことに言及している(165頁)。一方、池前掲論文は、運動における地主など村落内「有志」の果たした役割を重視している(136頁)。

以上示したように、振興運動の評価に関しては、研究者の間でいまだ共通の認識が得られていないのが現状である。筆者は、本論文での課題を次のように設定することにする。

第一に、振興運動の政策目標に関していえば、「社会政策」的側面を主題的に取り扱い、「皇民化」政策に関しては副次的に取り扱うにとどめる。後者の政策は日中戦争以降の戦時体制期にはじめて本格化してゆくという見通しをもって<sup>(6)</sup>いるためである。

第二に、政策手法に関して。第一の課題設定の仕方と関わって、「皇民化」イデオロギー注入政策に関しては主題的には扱わない。イデオロギー状況に関しては、池氏の指摘した「私事化」イデオロギーに着目してその内容を筆者なりに整理する。そして、それと同時期の朝鮮人側のイデオロギー状況との緊張関係を論じる。さらに、振興運動がイデオロギー注入政策だけでは完結せず、鄭前掲論文が強調したようないくつかの制度的・財政的政策を伴わざるをえなかったことに注目して、この2系列の政策の相互関連性に関して考察する。

第三に、村落内の担い手に関しては、富田・朴両氏の議論をふまえて、「中堅人物」が振興運動において果たした役割に注目する。

筆者はかつて、1930年代の小作争議分析を通じて、①従来小作人保護的な機能を果たしてきた小作地配分をめぐる伝統的な村落秩序がこの時期に弱体化したこと、②それに代わって小作人は、植民地権力が提示した新たな制度（「朝鮮小作調停令」と「朝鮮農地令」）を自己の権利保全のために積極的に利用するようになったこと、③その結果、「農地令」の規定内容が新たな小作慣行として村落レベルで定着していったこと、を明らかにした<sup>(7)</sup>。このような、国家制定法（とそれにもとづく制度）による伝統的村落秩序の補完→代替という視点は、振興運動に関わって、植民地権力によるイデオロギー注入や農民組織化の進展という状況に対して村落の側がどのように対応したのかを分析する上でも有効であると考えられる。

これに関連して、富田前掲第2論文は、「自作・自小作農に対し、頑張ればなんとかなるという幻想をあたえ、『自力更生』への意欲を引き出すことでは（振興運動は；引用者）一定の有効性をもっていた……こうした側面から彼らを体制側に組み込み、農村振興運動の担い手たらしめようとした」（96頁）と指摘している。また、朴前掲書は、1920年代以降の「商品経済化に上手に対応できた農民たちが経済的実力を踏み台として部落内での政治的地位を高めていき、（振興運動の；引用者）中心人物になっていった」（166頁）と述べている。政策とその受容の因果関係に関して両氏の議論は相反するものの、村落内の一定の階層が積極的に振興運動を担ったという捉え方に関しては、両氏は共通した視点を持っ

ている（この捉え方は、先述した両氏の「担い手」論と対応している）。

政策受容の積極性を規定した主体的条件に関して両氏が指摘したような階層性があったことは、本稿においても改めて指摘する。しかしそれにとどまらず、村落内部においてそれら特定階層、すなわち「中堅人物」層の主導の下に行われた「下から」の村落秩序再構築の試みが、彼/彼女らの主観的な意図とは無関係に、結果的には植民地権力による「上から」の村落組織化の方向に構造化されざるをえなかったことこそが重要な論点であると、筆者は考える。<sup>(8)</sup> 植民地権力による農民の組織化過程、より正確には農民が植民地権力によって組織化されてゆく過程という視点から振興運動を分析しようとする所以である。

### 1) 振興運動の制度的枠組み

振興運動は、宇垣一成（1931年6月朝鮮総督に就任）のイニシアティブによって開始された。宇垣は、朝鮮の社会主義運動が大衆化していることに危機感を抱き、朝鮮農民に「適度のパン」を与えることを朝鮮統治上の重要課題として認識していた。<sup>(9)</sup> 就任後最初の道知事会議（31年8月）の席上においても、宇垣は、朝鮮農民の「精神生活」ばかりでなく「物質生活」を安定化させることを彼の政策課題として強調している。ただし、「物質生活」安定化のための方策としては、「勤儉の美風を発揚」することが重要視された。<sup>(10)</sup> すなわち、「精神生活」安定化は「物質生活」安定化の前提条件として位置づけられていたのである。<sup>(11)</sup> 「勤勉」や「儉約」といった「私事化」イデオロギーの注入によって農民の「物質生活」の安定化を図っていかうとした振興運動の政策的枠組みの原型が、ここにすでに示されている。

翌1932年10月に「朝鮮総督府農村振興委員会規定」にもとづいて総督府内に「農村振興委員会」が組織され、それを以て、振興運動は実施に移された。そして道・府郡・邑面の各行政レベルにおいてそれぞれ「農村振興委員会」が組織された。さらに、村落レベルにおいても「農村振興会」（呼称は道によって若干異なる）の組織化が推進されていった。<sup>(12)</sup>

ところが、翌1933年3月に発表された「農山漁村振興計画実施に関する政務

総監通牒」によって、振興運動の政策方針に大きな変更が加えられることとなった。最も大きな変更点は、村落レベルの「農村振興会」を通じて全農民を万遍なく組織化することによって農家経済の安定化を図ろうとしたこれまでの方式に代わって、特定の農家を個別集中的に指導することによってその経済更生を目指す方式が採用された点である。

具体的には、上記「通牒」に添付された「農家更生計画実施要綱」(以下、「要綱」と略)においてその手順が示されている。まず郡島が「指導部落」を選定して邑面が指導部落内農家各戸の現況調査を行う、次に、それにもとづいて5年間の「農家更生計画」を戸別に作成して農家に対してその実行を指導する、というのがそれである<sup>(13)</sup>。以後、「農家更生計画」に振興運動の「中枢施設」<sup>(14)</sup>としての位置が与えられた。

こうした戦略転換の背景には、従来の村落レベルの組織化政策が「空漠たる結果に終り易い」のに対して、個別指導方式を採用してきた普通学校における「卒業生の更生指導に成功して居る実例」が多い、という農林当局の認識があった<sup>(15)</sup>。1920年代に総督府によって実施された村落組織化政策と振興運動との政策的な連続性を強調する研究があるが<sup>(16)</sup>、政策手法という点に関しては、その連続性は限定的なものであったことになる。むしろ、1920年代末に開始された普通学校卒業生指導こそが、振興運動、特に農家更生計画における個別指導という方式の先行事例として当局に評価されていたのである<sup>(17)</sup>。

慶尚北道では、指導農家選定に関して上記「要綱」よりも細かな方針を規定している<sup>(18)</sup>。そのなかでは、「経済状態甚シク良好ナル部落及農家ハ之ヲ選定セサルコト」(8頁)、あるいは「本計画ノ実行能力ナシト認ムル者或ハ統制ヲ乱ス虞アル者ハ除外スルコト」(7頁)という指示がなされている。農家更生計画においては、上層農および下層農がはじめから排除されていたということが出来る。下層農排除という方針については、「負債整理ヲ要スル者ノ中精神的、経済的指導ノ見込立チ整理ノ実効ヲ挙げ得ト認メラルル者ヲ慎重ニ選定」(16/1頁)すべし、という指示からも読みとることができる(負債整理事業に関しては後述)。あるいは、農家更生計画と関わって「少クモ五ヶ年間ハ其ノ小作地ヲ移動セサ

ル様」(14頁)にすべきことが指示されているが、これも、当該計画が、すでに一定の耕作地を保有する農民を対象としていることを示唆している<sup>(19)</sup>。

当初、農家更生計画では、1面1指導部落選定(1935年現在邑面数2,393)という目標が設定された(「要綱」613頁)。結果的には、1933・34年にはこの目標をほぼクリアーしている(表一)。指導部落内の農家総戸数は明かではないが、朝鮮全体での1村落当たり平均農家戸数約40戸と大差ないと仮定すると、指導部落内農家のうち半分強が指導農家として選定されていたと推察できる。

1935年以降、指導部落・指導農家ともにその数を大幅に増していった。これは、同年に開始された「農家更生十箇年拡充計画」(以下、「十箇年計画」と略)の反映である。同計画は、ほぼ10年間で、既存指導部落以外の約7万村落すべてを指導部落に指定して農家更生計画の樹立を目指すものであった。35年以降の「十箇年計画」の下での指導部落の設置作業は、当初の計画目標を若干下回るものの、ほぼ計画通りに進められていった(35~39年間通算での進捗率は95.9%)。

ところで、この「十箇年計画」は、従来の農家更生計画を量的に拡大した

表一 農家更生計画の指定実績

年次	指定部落数 (a)	指定農家数 (b)	b/a	拡充計画指定 部落目標数
1933	2,277	51,705	22.7	—
1934	2,898	61,561	21.2	—
1935	3,603	81,811	22.7	3,849
1936	5,762	134,869	23.4	5,794
1937	5,851	130,129	22.2	6,186
1938	6,365	142,949	22.5	6,620
1939	6,550	143,913	22.0	6,882
合計	33,306 (28,131)	746,937	22.4	(29,331)

〈資料〉朝鮮総督府『昭和八年度実施第一次更生指導農家並ニ部落ノ五箇年間ノ推移』1939年、1頁および同『朝鮮に於ける農村振興運動の実施概況と其の実績』1940年、5・15・38頁より作成。

〈注〉1) 指定部落・指定農家ともに計画開始時の数値である。  
2) ( ) 内の数値は1935年以降の合計値。

けではなく、以下のような質的な転換をも内包するものであった。

第一には、総督府が振興運動実施の前提としてきた農村・農民認識を大きく転換させた点である。すなわち、35年に政務総監は、振興運動に関わって「働くに致しましても働くことが出来ない。働いても十分なる効果を収めることが出来ないといふやうな社会状態<sup>(20)</sup>」に朝鮮農村があることを強調している。振興運動において、「勤勉」「儉約」といった個々の農民の個別的な努力だけでは限界があること、むしろ、朝鮮農民をとりまく社会経済構造に問題の核心があることを公言するに至ったのである<sup>(21)</sup>。

第二には、上のような状況認識の変化を受けて、総督府が振興運動においてより積極的な役割を担うことを決断した点である。上記会同の講演で、政務総監は振興運動に対する「政府の助成」の重要性を強調している(700頁)。それまでの「私事化」イデオロギー注入一辺倒から一定の政策転換がなされたことが読み取れる。そして、財政支出に関して、同じく35年には振興運動に対して「相当人員経費を地方庁に増配<sup>(22)</sup>」する旨を総督が表明した。34年には税収増にもかかわらず振興運動への割当増がなされなかったのとは対照的である。なお、35・36年ともに、「新規財源」の使用用途の筆頭に「農(山漁)村経済更生施設<sup>(24)</sup>」が挙げられている。

第三には、以上のような現状認識および政策枠組みの変化に対応して、村落レベルにおいても農家更生計画の実施方法に変更が加えられた。33年段階では指導農家の対象として上・下層農家を排除していた点を先に指摘した。これに対して35年以降総督府は、上・下層をも含めた、いわば「村落ぐるみ」での農家更生計画の実施が目指されるようになったといえることができる。

35年に振興運動の一環として開始された「心田開発運動」においては、「部落内の有産、有識の階級をも広く……包容」することが目標として設定され、そして「社会連帯の思想や貧富・智愚相補ふの美俗は期せずして培はれ<sup>(25)</sup>」ることが期待されていた。従来の研究では、「心田開発運動」は、同年に日本国内で開始された「国体明徴運動」に即応した、天皇制イデオロギー注入を目的とした官製運動として位置づけられている<sup>(26)</sup>。農家更生計画という文脈においては、階

級間融和の重要性を地主・上層農に対して「啓蒙」することによって農家更生計画の「村落ぐるみ」での実施を慫慂するという課題設定が総督府によってなされていたことを、ここでは強調しておきたい。

翌1936年には、より具体的に、振興運動において「地主及地方有力者等の協力支援」<sup>(27)</sup>が不可欠であることが政務総監によって強調されている。さらに1938年の「朝鮮総督府時局対策調査会」においては「農山漁村振興運動ノ拡充強化ニ関スル件」という諮問に対して「地主等ノ協力促進ノ方途ヲ講ズルコト」<sup>(28)</sup>という答申がなされており、地主・上層農の振興運動への参与誘導という方針がいっそう明確に打ち出されている。

くわえて、35年には、これまでは「更生容易なる農家への助成に急」であったという反省が政務総監によってなされている<sup>(29)</sup>。以後、それまでは農家更生計画の対象外となっていた下層農家に対しても、総督府は一定の配慮を払うようになった。たとえば慶尚北道の場合、「十箇年計画」を期に作成された「農山漁村振興施設方針」において、「本計画ハ貧富階級ヲ問ハズ更生部落在住者ノ全体ニ更生計画ヲ樹立セシメ」ること、その際、「細農ニシテ計画樹立困難ナル者」に対しては「隣保相助ノ精神」でもって「副業」なり「小作地ノ斡旋」を図ること、が定められている。さらに、「負債ノ有無ヲ問ハズ原則トシテ全部ヲ金融組合ニ加入セシメ」ること、その際に「出資払込困難ナル者」に対しては「欠陥補正ノ方法」<sup>(30)</sup>を別途施すべきことが指示されている。従来農家更生計画の対象外に置かれていた下層農家への新たな配慮が明瞭に読み取れる。

ところで、1936年8月には、宇垣に代わって南次郎が朝鮮総督に就任するが、振興運動は引き続き実施されていった。ただし37年以降は、戦時体制の強化にともなって、そのスローガンがそれまでの「自力更生」から「生業報国」へと変更された。個別農家経済の安定化から戦争遂行のための生産力増強へと、振興運動の目的が大きく転換していったのである<sup>(31)</sup>。さらに1940年には、振興運動は朝鮮での新体制運動である「国民総力運動」へと解消されていった。

結局、33～39年間7年間で朝鮮内村落の4割以上にあたる約33千の村落が指導部落として選定された（表一1）。指導農家の総数は約747千戸であり、総

農家戸数の25%程度に相当する。

## 2) 朝鮮農民をとりまくイデオロギー情況

「朝鮮に於ける農村の大衆は経済的にも自覚に乏しく、発奮足らず今尚往年の旧慣に捉はるゝもの頗る多い。此の陋習が持続し改善せられざる限りは農村の振興は得て望むべからざる……」。振興運動が開始されるにあたって開催された「農山漁村振興関係郡守会議」(1932年10月)における宇垣総督の演説の一部である。かくて総督府にとっては、「私事化」イデオロギーの注入を通じて、朝鮮農民の「陋習」をいかに解消していくのかが、振興運動そして農家更生計画の主たる課題として設定されることとなった。

ただし、総督府官僚が、何をもって朝鮮農民の「陋習」と捉えていたのかを整理してみると、その議論はかなり恣意的なものであったことがわかる。以下では、「私事化」イデオロギーを構成した規範のうちで最も基本的なものであったと考えられる「勤勉」と「儉約」という視点から、3点にわたって、そうした恣意性を確認してゆきたい。

第一に、朝鮮農民の「<sup>(33)</sup>懶惰性」について。上記宇垣演説のなかの「発奮足らず……」という表現をはじめ、朝鮮農民の「<sup>(33)</sup>懶惰性」についての指摘は、当時の当局の文書中に頻繁に見いだせる。「労力は内地農家の一人当一年の農業労働日数二百日乃至二百五十日に比し朝鮮は僅に七十日乃至百二十日に過ぎずして其の大半の労力は徒に是を余して顧みず……<sup>(34)</sup>」というのが、朝鮮と日本の農家経済調査の結果を比較した上での「科学的」な結論であり、その数値は、日本の農民と対比して朝鮮農民が「<sup>(33)</sup>懶惰」であることを「証明」している。

ここで留意すべきなのは、朝鮮側の数値のソースとなった朝鮮農会『農家経済調査』での調査対象農家45戸のうち、29戸は年雇を雇用する富農的な農家であったという点である。年雇雇用農家1戸当たり平均年雇数は1.12人であった(のべ在宅日数÷365日という算式で調整後の数値)。総督府自身が指摘しているとおり、「一般に年雇を有する農家に於いては、家族就中主人の労働は、甚だしく少きを常とす<sup>(36)</sup>」る。年雇を雇用しない調査農家は16戸であったが、当該

農家の中で年間労働日数が最も多かった男性農業従事者（「男性基幹労働者」と呼んでおく）の年間農業労働日数は1人当たり平均195日、それに家事・その他労働日数を加えると、総労働日数は251日となる。また、年雇の平均年間労働日数は294日（農業236日、家事・その他58日）であった。<sup>(37)</sup>

朝鮮農民の農業労働従事日数が少ない、という上記のような総督府の指摘は、バイアスのかかったサンプル調査から算出された平均値によって導き出された謬見であった。年雇を雇用しない農家の「男性基幹労働者」および年雇はそれぞれ十分に「勤勉」であったことが確認されなければならない。

第二に、農家女性の「内房蟄居」の問題について。総督府は、「朝鮮に於ては往事婦人の教養を看過した為、婦人には一般に理想や希望を欠き、徒に内房に蟄居して独り人生の意義を没却し、家庭及社会的に存在の価値をも失ひ……」といった問題意識から、振興運動に呼応して「農村婦人指導要領」なるものを作成し、農家女性の「啓蒙」を行っている。<sup>(38)</sup>先に紹介した農家経済調査によると、家族の中で年間労働日数が最も多かった女性（「主婦」と呼んでおく）の平均労働日数は、279日（農業79日、家事その他200日）と、「男性基幹労働者」のそれよりも多かった（在宅日数および労働能力換算分を調整後の数値）。農家女性の労働は、家事労働に特化しており、その分農業労働比率は低くなっている。農家女性が「内房に蟄居して」いるという指摘は、その限りでは正しいといえる。

ただしそれを以て、「家庭及社会的に存在の価値を失」ったもの、と評価することはできない。家事労働自体が農家構成員の世代内・世代間の再生産のためには必須の労働であることはいうまでもない。しかも、農家女性の農繁期家事労働のかなりの部分は、農業被雇用者に提供する食事の用意に費やされており、農作業編成と密接な関係を有していた。<sup>(39)</sup>朝鮮における農家女性の「内房蟄居」という現象は、「婦人の教養を看過した為」に起因したものではなく、むしろ当時の朝鮮農家の家族内分業のあり方によって規定づけられていたものであったといえる。<sup>(40)</sup>

第三に、家計・営農支出の浪費について。1934年に総督府は、「儀礼モ徒ニ形式ノ末節ニ拘泥シ……之ヲ行フ上ニ自然身分不相応ナ費用ト無用ノ時間トヲ空

費スルコトナリ……<sup>(41)</sup>」といった問題意識にもとづいて、振興運動の一環として婚葬祭に関する「儀礼準則」を制定している。朝鮮農民による「身分不相応」な婚葬祭支出がその経済更生を妨げているという認識から、婚葬祭費の儉約を強調しているのである。しかし、ソレンセン氏が指摘するように、婚葬祭における「身分不相応」な程の支出（饗宴）は、村落内の、あるいは同族の下層農民にとって貴重な食事の機会を提供していた<sup>(42)</sup>。こうした所得再配分機能を、総督府は無視していたといえることができる。

また、農繁期に村落農民（成人男性）によって組織される伝統的な共同労働組織（ドゥレ）に対して提供される酒・煙草および間食もまた、総督府の目には営農支出の浪費として映っていた。それらにともなう長時間の食事・休憩時間<sup>(43)</sup>は労働効率を低下させるものとみなされた。すでに1920年代から、総督府は、農繁期における被雇用者に対する酒・煙草・間食提供の廃止を奨励している。1929年の朝鮮農会調査によれば、「優良」村落80事例のうち13事例においてそれが実施されている。さらに振興運動開始後、忠南の農村振興会9事例のうち6つの振興会<sup>(44)</sup>でそれが励行された。

ドゥレに参加する年雇層ないし下層農家にとっての「ふだん有付けない特別饗応」、さらには、ドゥレ終了時に催される「大農」家における酒宴<sup>(45)</sup>は、前述の婚葬祭における饗宴と同様に、上層農家から下層農家への所得の再配分機能を有していたと考えられる。したがって、酒・煙草・間食提供の廃止という動きは、こうした所得再配分機能を弱体化させるものであった。

総督府は、「手間替は所謂隣保相助の美風に基くものなるも、之あるが為家族の労働を少くせる嫌なきに<sup>(46)</sup>あらず」と指摘している。村落での「隣保共助の美風」と個別の農家経済更生のための自家労働投下増加＝雇用労働力削減とが両立しがたいものであることが間接的に表明されているのである。「手間替」（朝鮮では日本のユイに相当するプマシとよばれる手間替慣習がある）だけでなく、ドゥレに関しても総督府は同様のジレンマに直面したと考えられる。ドゥレにおける所得再配分機能および参加者による共飲共食は、趙景達氏のいう「共同体幻<sup>(47)</sup>想」を再生産する物質的基盤となっていた。総督府による営農支出儉約の方針

は、そうした「美風」を掘り崩してゆくものとして作用していったのである。

ところで、ここで留意すべきなのは、以上のような朝鮮農民の「陋習」に関する総督府側の恣意的な説明が、植民地官僚個々人の思いつきによって発せられたものではなく、むしろ、振興運動ひいては植民地統治政策の枠組みによって構造化されたものであったという点である。

総督府は朝鮮農民の「陋習」に関して、「長き歴史と環境（朝鮮時代の「秕政」<sup>(48)</sup>を指している：引用者）とが然らしめたもので、決して朝鮮民衆の素姓ではない」ことを強調する。この指摘から、いわゆる「朝鮮社会停滞論」的なバイアスを見出すことは容易である。しかし、それにとどまらず、「朝鮮民衆」が「改良」の可能性を秘めていることを、総督府がむしろ積極的に認めていることにこそ注目すべきであろう。総督府は、「朝鮮民衆」が「陋習」にとらわれ続けていることを強調することによってではなく、逆に、彼/彼女らが潜在的に「改良」の能力を有していること、しかも総督府による「啓蒙」や政策的バックアップによって実際に「改良」の方向に進みつつあることを示すことによってこそ、植民地統治の正当性を調達しようとしていたのである。

ただし、この戦略は、朝鮮農民の「改良」が一定の水準（たとえば「日本農民と同等の勤勉性」等）に達したという判断を朝鮮人側が広く共有するにいたったときには、植民地統治の正当性調達が困難をきたさざるをえないという落とし穴を抱えることになる。

この点に関わって、宇垣総督は、農家更生「計画は之を小にしては一家の家憲となり、一門更生の手引きとなり……又大にしては之を総合し、以て半島理想の産業政策の確立に及ぼし更に進みては半島理想の自治行政の基礎を確立し……<sup>(49)</sup>」という見通しを示している。上記の「落とし穴」に関して十分に自覚的であった宇垣は、振興運動進捗の延長線上に「自治行政」なる植民地統治の新たな段階を想定して、正当性調達の危機に備えようとしていたのである。

そして、この「自治行政」と関連して宇垣総督は、道知事会議（1935年1月）の席上で、以後約30年間を10年毎の三つの段階に分けて、「自治の確立」に至るまでのきわめて長期のタイム・テーブルを提示している。<sup>(50)</sup>正当性調達の危機

の発現を回避するための引き延ばし策であることは明白である。

もうひとつ引き延ばし策として有効な方策は、朝鮮農民の「陋習」を強調し続けることである。しかし、この方策は、総督府にとって正当性調達の重要な源泉となっている、朝鮮農民の「改良」実績の顕揚という作業と齟齬をきたす可能性を持つ。そのために総督府にとっては、一方で朝鮮農民の「改良」実績を「発見」しつつ、他方でそれを不十分なものとして否定し続けるという、矛盾した作業を遂行し続けることが不可避となった。かくて総督府は、自ら「発見」した農民の「改良」実績を上回るだけの農民の「陋習」を別途「発見」し、それらを朝鮮農民の資質に還元して解釈するという、恣意的な作業をし続けざるをえなかったのである。

ところで、こうした総督府による恣意的な朝鮮農民理解に対して、朝鮮人側はそうした理解をすべて峻厳に拒否して独自の朝鮮農民像を描き切れていたわけではなかった。むしろ、総督府側の「私事化」イデオロギーに照応するような農民評価を行い、それに基づいて農民を「啓蒙」の対象とする動きが、朝鮮人側イデオロギーの有力な一潮流として存在していたのである。いわゆる「民族主義右派」あるいは「妥協的民族主義者」と呼ばれる立場の人々によって提唱された「<sup>(51)</sup>実力養成運動論」がそれである。

「実力養成運動論」者は、「社会進化論」の影響を受けて、個人間においても国家間においても「優勝劣敗」の原則が貫徹するという認識をその立論の出発点とし、「先実力養成・後独立」という運動戦略を提示した。韓末の「自強運動論」、1910年代の「旧思想・旧慣習改革論」そして1920年代前半の「文化運動論」がその系列上に位置付けられる。それらの運動論においては、実業教育、修養あるいは風俗改良等を通じて個々人の意識改革を図ることが何より強調されている。そして、そこでの意識改革を基盤として朝鮮の産業発展＝実力養成ひいては独立の達成が展望された。

1920年代前半の「文化運動」において「農村改良」が「朝鮮新文化建設の出発点<sup>(52)</sup>」として積極的な位置づけが与えられたのをはじめとして、「実力養成運動論」者にとっては、朝鮮農村は最も重要な運動対象となった。当時の朝鮮産業

／人口に占める農業／農民の比重の圧倒的高さと「改良」の対象とされた伝統的な意識・風俗の多くが農村社会に由来することからして、それは当然のことであったといえる。

1920年代末から30年代前半かけて、「農村改良」論が再び盛んになった。そのきっかけとなったのが、朝鮮日報社が1929年に行った「生活改新運動<sup>(53)</sup>」と東亜日報社が1931年に開始した「ヴ・ナロード運動」である。

「生活改新運動」では、健康増進・消費節約・虚礼廃止・早起運動・色衣断髪・常識普及の6項目が強調された。講演会などを通じての啓蒙活動が主たる運動内容であった。ただし、当該運動はわずか数カ月で中止され、その後「文字普及運動」へと衣替えされている。後者の運動は、休暇中に帰省した学生の参加をえて実施された。「文字普及運動」は1931年まで継続され、32・33両年の中断をはさんで34年に復活したものの、35年に至って総督府によって禁止<sup>(54)</sup>されてしまった。

休暇中帰省学生の動員という手法および農民に対する文字普及という運動課題において、東亜日報の「ヴ・ナロード運動」は「文字普及運動」とは共通の性格を有している。そして結果的には、「文字普及運動」よりもより多数の学生の参加をえることに成功している。「ヴ・ナロード運動」は1931年以降34年までの4年間継続された後、35年には総督府の圧力により中断されている。この4年間の参加隊員数は5,751名、講習地数は1,326そして講習生数は約10万名に及んで<sup>(55)</sup>いる。

「ヴ・ナロード運動」に関しては、「優れた民衆啓蒙運動であったと同時に組織的な民族運動であった<sup>(56)</sup>」という高い評価がなされている反面、「東亜（日報社：引用者）がねらったものは……単なる『文字と数字』の普及であった<sup>(57)</sup>」という否定的な評価も下されており、民族運動史上の位置づけは未だ定まっていない。

ここでは、これまでの議論との関わりで、以下の2点をとりあえず確認しておきたい。第一には、「生活改新運動」「文字普及運動」であれ「ヴ・ナロード運動」であれ、運動の対象が一般農民に設定されており、地方有力者の「啓蒙」

を主眼としていた20年代前半期の「文化運動」と比べれば、<sup>(58)</sup>運動対象が著しく大衆化している。なお、「ヴ・ナロード運動」での講演地のべ数は、邑面数の55%に相当する。第二に、これらの運動の過程では、農民に対して文字や数字といった実用的な知識の普及がなされただけでなく、そうした知識の獲得を基盤とすることではじめて自己の農業経営と生活の改善が可能となるという、「実力養成運動論」の核心的な実践課題が一般農民に広く伝達されたと考えられる。

本節の最後に、これまで述べてきた総督府側あるいは朝鮮人側がそれぞれに展開してきた「私事化」イデオロギーが一般農民にどの程度受け入れられていったのかを検証しなくてはならないが、その作業はきわめて難しい。以下では、一般論として、農民の日常的な意識のなかに「私事化イデオロギー」を受容する基盤があったことを指摘するにとどまる。

農産物価格および小作料水準が農民にとってとりあえずは与件として与えられているとき、一定の地域（具体的には村落）内に存在する有限の生産手段（林野・耕地など）にできるかぎり多くの労働力を結合させることによって農業や副業での生産量を増大させること、それと同時に、個々の農民が無駄な消費をできる限り節約することは、その地域の農家経済総体の安定化を追求する上で、農民にとってはもっとも着実な方法であるということが出来る。また、この方法の農民にとってのメリットは、隣家の農民を排斥すること、すなわち具体的には隣家の耕作地を集積して自家の耕作地を拡大することをせずに、自家の農家経済の安定化がとりあえずは可能であるという点である。逆説的ではあるが、こうした農民の個別的・内省的な努力は、村落農民間の相互協力のひとつの形態であるということもできる。

筆者は別稿において、朝鮮時代以降植民地期に至るまで朝鮮農民が、村落構成員同士が共有する「平等主義的コミュニティー倫理」と個別農民の私的な利害との潜在的・顕在的対立がはらむ緊張関係の下で村落での日常生活を維持してきたことを指摘した。<sup>(59)</sup>「勤勉」や「儉約」といったタームで代表される「私事化」イデオロギーは、個別農民レベルでの内省的な努力が村落構成員総体の厚

生の向上に結果する点を予定調和的に強調するものであり、したがって、村落農民の意識には、上の緊張関係の緩和さらには解消の道筋を指し示してくれるものとして映ったであろう。総督府によるものであれ、朝鮮人「実力養成運動論」者によるものであれ、農民はその日常意識において、それらの「私事化」イデオロギーに共鳴しうる素地を持っていたと考えられるのである。

### 3) 「私事化」イデオロギーの実践過程

「勤勉」「儉約」といった農民の個別的な努力によって農家経済の更生が可能であるとする「私事化」イデオロギーは、朝鮮農民をとりまく構造的な諸問題を不問に付すことを前提としていた。とはいえ、農民の個別努力だけでは農家更生計画の目標達成が不可能であることを「私事化」イデオロギーのそもそもの注入主体であった総督府がやがて認識するに至ったこと、1935年以降の「十箇年計画」での政策転換＝積極的な政策介入はそうした認識に基づくものであったこと、はすでに第2節で論じたとおりである。ところで、総督府が「私事化」イデオロギーの限界を追認する以前に、農民が、すでにイデオロギーと現実との間の矛盾を直接体験していたはずである。以下では、「私事化」イデオロギーを奉じた指導部落の農民が、いかなる現実の壁にぶち当たることとなったのかを明らかにしてみたい。

第1次指定農家43,022戸において、総耕地面積は1933～38年間に5.9%増加している（農家1戸あたり平均耕地面積は16.6反から17.6反に増加<sup>(60)</sup>）。ただし、指定農家の家計を「更生」させた要因としては、耕地面積の増加以外の要因が大きかったようである。すなわち、作付のべ面積の増加率8.0%が耕地面積増加率を上回っており（耕地利用率の増大<sup>(61)</sup>）、さらには単収（1933年価格で推算）の増加率38.7%はこれら二者を大幅に上回っている<sup>(62)</sup>のである。耕種部門での生産額の増大は、基本的には土地生産力の上昇によってもたらされたといえる。その点と関わって、反当たり堆肥投入量は134貫から210貫へと57%の増加を示している<sup>(63)</sup>。

なお、道別に単収増加率を見ると（全南の第一次指定農家は無し）、最大値（咸北

50.5%)と最小値(全北20.2%)との間には大きな格差が生じている(表-2)。12道別の更生計画開始年次(33年)の反当たり耕種部門生産額： $x_1$ と終了年次(38年)におけるその伸び率： $y_1$ との間には、

$$y_1 = 0.467 - 0.010 x_1 \quad (R^2 = 0.554)$$

という負の相関関係が見いだせる。すでに労働集約度が北部地域に比べて相対的に高かった南部地域においては、土地生産性の追求過程において収穫逓減がより強く作用し、そのためにより低い単収の伸びしか実現できなかったと考えられる。

次に養畜養蚕部門では、牛、豚、鶏の飼育頭(羽)数が更生計画実施前後でそれぞれ24%、57%、72%増加し、産繭量も72%増加している。<sup>(64)</sup> 小家畜・養蚕

表-2 指導農家道別実績に関する数値

道別	$x_1$	$y_1$	$x_2$	$x_3$	$y_2$
京畿	15.8	38.7	7.96	3.57	2.99
忠北	18.1	29.2	11.45	3.71	2.67
忠南	21.0	25.6	11.51	4.07	3.42
全北	24.3	20.2	10.82	4.65	2.64
全南	—	—	6.41	3.97	3.12
慶北	15.3	23.9	9.50	3.79	2.42
慶南	27.0	22.5	8.52	4.23	2.07
黄海	10.6	33.5	3.95	2.26	3.38
平南	11.4	39.4	2.02	2.42	3.82
平北	11.5	24.7	1.49	2.16	3.38
江原	13.0	29.3	6.26	2.04	3.38
咸南	8.9	35.1	5.32	1.83	3.41
咸北	5.9	50.5	3.27	1.72	3.75
全朝鮮	14.3	31.0	6.91	3.00	3.00

$x_1$ ；第1次指定農家1933年単収(円/反)

$y_1$ ；第1次指定農家1933~38年間単収伸び率(%)。

$x_2$ ；1930年農耕従業者総数に占める家族外労働者比率(%)。

$x_3$ ；1932~34年道平均単収指数。

$y_2$ ；第1~6次指定農家更生実績指数。

<注> $x_1$ ,  $y_1$ の資料は、前掲『推移』60~68頁(単価は註62と同様)。

$x_2$ ,  $x_3$ ,  $y_2$ の資料および算出方法は本文参照。

ほど増加率が高くなっている点が目を引く。副業生産では、呌・縄という藁製品の増加率がそれぞれ204%、105%と高い値を示している。<sup>(65)</sup>

以上、第1次指定農家に限ってではあるが、指導農家の農家経営改善の方向性がいかなるものであったのかを整理した。それは、近隣農家の耕作地を集積して規模拡大を図るというよりも、むしろ限られた耕地を前提に経営の多角化および土地利用の多様化と単収増大による土地利用集約化の追求によってもたらされたものであったといえることができる。

さて、以上のように、農家経営の多角化・集約化を通じて農家経済の更生を達成しようとする総督府（および「実力養成運動論」者）にとっては、「勤勉」は指導農家に植え付けるべき最も重要な規範となっていたはずである。その際、「勤勉」を追求すべき主体はあくまで家族構成員に限定されており、年雇・臨時雇といった雇用労働力は、むしろできるだけ排除すべきものとして想定されていたと考えられる。自家労働力の最大限の投入による自家労賃所得の増大が目指される限り、それは当然のことであった。

『農山漁村振興功績者名鑑』<sup>(66)</sup>に紹介された指導部落・農家の中で、村落あるいは個別農家が年雇や臨時雇を廃止・縮小している事例が5件ある（#34, 35, 60, 61, 65）。また、全北のある指導部落に関する調査報告によると、1932～39年間の変化を把握できる43戸の農家において、年雇は5名（雇用農家5戸）から0名へ、日雇（のべ人数）は434名から125名へと、いずれも激減している。<sup>(67)</sup>

このように家族労働力が年雇・日雇労働力を代替してゆく過程で特に顕著な変化として当時強調されたのが、農家女性による「野外労働」従事機会の増大であった。『名鑑』でも、20の指導部落において農家女性の「野外労働」進出が顕揚されている（#1, 2, 3, 4, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 16, 24, 26, 27, 29, 33, 40, 41, 50, 51）。また、1937年時点での京畿道内90の「更生計画実施優良部落」に対する「優良事項」調査においても、「婦人勤労」は43村落で報告されており、「食糧充実」54村落に次いで高い値を示している。<sup>(68)</sup>

農家女性による農業労働は雇用労働力と直接的な代替関係を有したばかりでない。彼女ら（とくに「主婦」）の農業労働進出は、農業労働者に対する間食廃止

という動きをともなった。『名鑑』においても6つの指導部落における間食廃止の試みが報告されている(#1, 2, 5, 13, 29, 47)。間食廃止は、農業労働者の実質賃金を引き下げたばかりでなく、作業の「効率」を引き上げることで結果的に農業労働者の雇用機会を縮減させたと思われる。

換言すれば、これまで個別農家が年雇や臨時雇を最大限(さらには必要程度以上に)雇用することによって、結果的に機能してきていた村落内でのワーク・シェアリングの秩序が、「勤勉」「儉約」といった規範が強調されることによって十分にはその機能を発揮しえなくなってしまったのである。

多数の指導農家(しかも相対的に下層に属する農家)が更生計画期間中に転出してしまっていることは、すでに富田氏が指摘している<sup>(69)</sup>。ちなみに、第一次指定農家は計画当初51,705戸あったものが終了時には43,022戸へと、第二次指定農家は同じく61,561戸から52,672戸へと、それぞれ17%、14%の減少を示している<sup>(70)</sup>。この現象の要因のひとつとして、上記のワーク・シェアリング秩序の弱体化、その結果としての下層農家の農業労賃収入の減少があったのではなかろうか。

他方、「儉約」規範の文脈においては、婚葬祭費節約が村落の申し合わせ事項として取り決められることが一般的であった。『名鑑』の指導部落事例においても24部落(#1, 2, 3, 7, 11, 13, 14, 16, 19, 20, 26, 27, 29, 34, 35, 36, 38, 39, 40, 41, 44, 45, 50, 51)において「儀礼準則」に準拠するなどして婚葬祭費の節約が試みられている。さらに、前述したドゥレの際の飲食や饗宴も、「勤勉」と「儉約」が奨励される過程で衰退していったと考えられる。こうした動きもまた、村落内の上層農から下層農への所得移転の機能を弱体化させるものであった。

『名鑑』中、中堅人物の中には、村落内で「農耕雇傭の廃止」を推進しつつ他方では「七八人の不農耕者も三、四反歩の耕作地を持つやう」に「農耕地の幹旋」を行った全羅北道での事例(#34, 111~113頁)や、自家での年雇をなくす一方で「部落内の耕地多き者から一部宛を割譲させて十八戸の無作労働者に分配し」た全羅南道での事例(#35, 115~116頁)が報告されている。この2事例

以外にも『名鑑』において、小作地の斡旋や配分に取り組んだ指導部落として、10事例（指導者；#6, 7, 8, 9, 10, 16, 中堅人物；#29, 31, 37, 41）が報告されている。多くの指導部落において、従来の雇用関係を通じたワーク・シェアリングを補完する仕組みとして、耕地再配分の機構を意図的に作り出すことが試みられていたことが確認できる。<sup>(71)</sup>

ところで、地域資源再配分の枠組みの再構築という点では、これまで述べてきた耕地とともに、林野に関しても、振興運動において類似の試みがなされることとなった。

1929年以降38年まで、「森林令」（1911年制定）第20条（「森林に於て其の産物を窃取したる者は三年以下の懲役又は三百円以下の罰金に処す」）に基づく犯罪検挙件数・人数が報告されている。<sup>(72)</sup> 1929年から32年までは検挙件数・人数（以下、前年繰越分+本年受付分）がそれぞれ5千件台、6千人前後であったのが、32年に約6.5千件、7千人強へと若干増大した後、34年以降38年まで12~13千件、12~14千人程度へと急増している。

こうした変化の背景として、第一には、農家における林野利用の必要性の昂まりを挙げることができる。農家更生計画において農家経営の多角化・集約化が目指される過程で、自給肥料および家畜飼料の供給源として林野の利用度合いが高まっていった。さらに薬製品製造が農家副業として奨励されるにしたがって、飼料・燃料としての稲藁との競合が生じ、農家の林野利用に拍車をかけた。これらの結果、他人の林野を許可なく利用せざるをえないほどに、肥料、飼料および燃料の原材料としての林産物の需要が増大したと推察されるのである。

そして第二の背景として、「民有林指導方針大綱」の制定（1933年1月）という総督府の林政上の方針転換の影響を指摘することができる。「大綱」においては林地安定、地力回復および造林費節約の観点から「人工造林よりも天然力利用に依る林叢の構成に力を注がむとすること」に重点が置かれており、そのために「稚樹及地被物を保護し萌芽及山草の濫採を制限」することが強調されている。<sup>(73)</sup> この結果、農民の林野利用方法にたいする総督府の管理は強化されていっ

たと考えられるのである。

農用林産物の利用法をめぐる村落構成員間の緊張を昂まりに対して総督府は、一方では、上述のように規制の強化といういわば対症療法的な対応で臨んだ。他方で総督府は、1934年以降「農用林地」の設定による対応を試みている。全南の場合を例にとると、1935年に制定した「農用林地施設計画」において、農用林地を不十分にしか所有／借入していない農家に対して農用林地の購入／借入を斡旋する、あるいは、農用林産物の合理的な配分を行わせるために、面ないしは村落レベルの「愛林契」を管理主体にした農用林地を設定する、などの施策を打ち出している<sup>(74)</sup>。

農用林地設定事業は、農家更生計画における主要な事業のひとつとして位置づけられた。更生計画実施にともなう過剰利用によってもたらされた林野の荒廃という事態に直面して、総督府は、一旦は農民の慣習的な利用秩序に規制を加えたのちに、自ら別途囲い込んでおいた資源を農民に配分するという手法で、問題の「解決」を図ったのである。

第一次指定部落1,950のうち、計画開始時に農用林地を設定済みのものは62(3.1%)に過ぎなかったのが、計画終了時には535(27.4%)へと増加している<sup>(75)</sup>。ただし、『名鑑』の指導部落事例の中で、農用林地設定事業に関与したのは2例(#21, 38)だけに止まっており、上述の耕地の斡旋活動あるいは次に述べる負債整理事業と比較して活動事例が少数にとどまっている。また、「一面已ムヲ得ナイ事情ニ由ルモノトハ思料セラルルガ、農村ノ指導上相当戒心スベキ事項ナリ」と総督府が警戒するほどに第一次指定農家の金肥投入量が増大したという<sup>(76)</sup>事実が示唆するように、農用林地設定事業は、指導農家の金肥使用を大幅に抑制するほどには進捗しえなかったと推察される。治山と林業そして農業それぞれが林野政策に求める機能が競合しあったために、総督府が農用林地として措置できる資源がそもそも限定づけられていたと考えられる。

ところで、資源(およびその配分に関わる制度)の囲い込みとその後の再配分という上述の手法は、農用林地設定事業同様に、負債整理事業においても採用されている。総督府は、高利債務の累積により「農家は遂に自暴自棄の姿となり

<sup>(77)</sup>……」として、高利債務が朝鮮農民の勤労意欲を減退させていることを指摘している。<sup>(78)</sup>負債整理事業には、債務を軽減するという直接的な効果だけでなく、勤勉意識の喚起という間接的な効果もが期待されていたのである。

当該事業は、旧債の減免と金融組合資金による借換という2つの作業によって構成された。前者に関しては、指導農家に対する実績（整理対象額に対する減免額）は23.7%と、全農家に対するそれ16.8%を上回っており、<sup>(79)</sup>農家更生計画の「成果」を見て取ることができる。『名鑑』中、指導部落事例においても、18事例（指導者；#3, 5, 6, 9, 18, 19, 21, 23, 25, 中堅人物；#29, 30, 33, 34, 35, 41, 46, 48, 51）において高利債務減免への取り組み（調停活動）が指摘されている。

高利債務の減免に引き続いて行われる金融組合資金による借換は、契や高利貸という伝統的な信用制度を、いわゆる制度金融機関である金融組合によって代替しようとするものであった。『名鑑』の指導部落事例の中でも、借換低利資金斡旋をおこなったものとして17件（指導者；#3, 6, 11, 18, 19, 23, 25, 中堅人物；#28, 29, 30, 35, 37, 46, 49, 50, 51）が紹介されている。

第一次指定農家に関しては、更生計画前後での借入先別の負債額が判明する。<sup>(80)</sup>それによると、その間に、総負債額が約214万円、率にして51.4%減少している。減少額の最も大きな借入先は「個人其ノ他」の約129万円（減少額の60.1%）であり、減少率の最も大きなそれは「各種ノ契」の78.5%（約30万円）であった。金融組合からの借入金も約51万円（27.4%）減少したが、借入金総額に占める比率は44.7%から66.8%へと大幅に増加している。

契は、構成員が零細資金を持ち寄って相互融通しあう伝統的な金融組織であるが、構成員が債権者でありかつ債務者である場合が多いことから、債務減免や借換事業が比較のおこないやすかったと思われる。しかもその組織が村落内で完結するのが一般的であったから、それにいたる合意調達が比較的容易であったであろう。契は、その機能に注目すれば、個々の村落農民が有する限定された資源（資金）を最大限に活用して相互に融通しあう制度であった。負債整理事業は、こうした伝統的な信用制度を弱体化させたことになる。

地主や金貸業者による高利貸もまた、上の契と同様に、債務者の信用力の脆弱さに対応した制度であったと解釈することが可能である。零細農民に対する債権はつねに債務不履行の危険を抱えたものであり、高利による貸与はそうしたリスクへの対応という機能を有しているからである。個人間高利貸という伝統的な信用制度もまた、負債整理事業の過程でその固有の領域を侵食されていくこととなった。

ところで、高金利によるリスク対応という戦略をとりえない金融組合（およびそれを政策的に統括する総督府）にとっては、借換を実施させる零細農民の償還能力をいかに確保するか、という点がなによりも重要な課題とならざるをえなかった。とくに、非組合員の場合は借換事業それ自体が困難となる。金融組合は、「相互連帯保証組」という連帯保証のための制度を村落農民に組織させることによって、それまでは金融組合への加入が不可能であった零細農民を組合に加入させ、かつ借換事業における債権回収の安全性を高めようとした。さらには、借換農家をして行政・金融組合の指導に従う旨の「誓約書」を作成させることで、営農・生活への政策的介入の度合いを深めていった<sup>(81)</sup>。

負債整理事業は、一旦は、高利貸という債務者の零細性・担保能力の欠如という状況に対応すべく存続してきた、いわば必要悪としての伝統的な信用制度を政策的に排除した上で、金融組合低利資金という制度資金の導入を図るものであった。ただし、借手農民の側の担保能力欠如という状況には基本的には変化が生じえなかった。そのために、融資の前提として、農民同士の連帯保証あるいは誓約書という制度が新たに導入されたのである。

以上、農家更生計画において個別の「勤労」や「儉約」によって経済更生を達成しようとした指導農家が、その実践過程において、結果的には、村落内での資源再配分秩序の再構築あるいは村落外からの資源や制度の導入という、農民の個別の対応によってだけでは解決不可能な課題に直面せざるをえなかったことを、耕地、林野および信用制度という3点において明らかにした。

#### 4) 中堅人物による村落農民の組織化過程

指導農家の個々の対応によってだけでは解決不可能な村落レベルでの課題を、村落の中堅人物たちはどのようにして解決していったのであろうか。以下では、前節をふまえて林野、資金そして耕地という3つの地域資源に注目して、それらの再配分秩序の再構築過程を分析する。それらの分析を通じて、中堅人物による村落農民の組織化がどのように進展したのか、そしてその過程で中堅人物は村落の権力機構をいかに導出しえたのかが明らかになると考える。

まず、『名鑑』に紹介されている指導者と中堅人物の社会的地位に関して整理してみる。指導者26名の役職内訳は、面書記8、面長5、巡査・巡査部長5、金融組合理事・副理事5、簡易学校訓導・普通学校長3、道産業技手1であった。指導者は、村落の外部にあってしかも日常的に農民と接する機会の多い、地方行政機構（および半官製団体）の末端を担う官僚が担当していたとすることができる。

他方、中堅人物26名の役職内訳では、農村振興会（および相当団体）会長15名、同副会長3名、同顧問1名と、農村振興会幹部大が多数を占めている。なお、京畿道農会が中堅人物養成を目的に1927年以来実施してきた「農業実習員」の場合、1936年までの終了者415名中、農業従事者が332名（うち、自身が経営主のもの110名）であるが、そのなかで農村振興会会長を務めるものは19名に過ぎず、同幹事108名、同会員は203名であった<sup>(82)</sup>。当時、中堅人物は、主として農業実習員養成制度や普通学校卒業生指導制度などを通じて政策的に養成<sup>(83)</sup>されていた。『名鑑』に紹介された中堅人物は、これらの中堅人物層よりも社会的地位の一段高い、村落内でより指導的な立場にある人物であったということになる。

『名鑑』の中堅人物の出身階層に関してはすでに池秀傑氏が分析を加えており、「自作・自小作農だけでなく、地主、舎音、醸造業者などいわゆる『有志』と呼ばれたもの達も相当数いた<sup>(84)</sup>」という指摘を行っている。26事例の中でどの人物を「有志」と規定しているのか、必ずしも明確ではないが、池論文表5

(137頁)の記述から、#29, 31, 33, 36, 37, 39, 40, 44, 48の9事例がそれに該当すると思われる。このうち3例(#36, 44, 48)は、『名鑑』を読む限り地主であるかどうか確定できず、自作農層である可能性を残している。また、4事例(#29, 31, 33, 39)は、貧家から身を起こして一定の資産を蓄積した人物である。なお、これらの例を含めて『名鑑』の中で貧家から上向した中堅人物事例は、16例とかなり多い(上記以外は#27, 28, 30, 32, 34, 38, 42, 43, 45, 47, 49, 50)。のこり2例のうち、1例は日本人実業家である。結局、「有志」と呼ぶにふさわしい人物は、#14の1例にとどまる可能性がある。

『名鑑』の中堅人物に関しては、自作・自小作などの農民上層が主流を占めていること、小地主クラスの資産家であったとしても、地主であることそれ自体よりも「勤勉」「儉約」によって経済的上向を遂げた人物という資格において選定されたと考えられること、を指摘しておきたい。しかも上述のように、これらの人物は中堅人物の中でも最上階層に位置していたのであるから、指導部落において農家更生計画に関する具体的な実務を担当した中堅人物は、農民的性格のより強い階層から選出されていたと考えられる。

振興運動においては「勤勉」や「儉約」といった規範が実践課題として強調されたことから、村落における運動のヘゲモニーが日々それら規範を実践している家族労作農民層、あるいはそれによって貧家から身を起こして一定の土地集積を遂げた小地主(地主自作をふくむ)によって掌握されることは、その限りでは、当然の趨勢であったといえることができる。

ただし、前節ですでに論じたように、指導農家による「勤勉」「儉約」規範の実践は村落内での伝統的な資源配分秩序を弱体化させ、結果的に村落内階層間の利害の対立を顕在化させていた。あるいは、いわゆるアグリカルチャル・ラダーの連鎖を断ち切ることで、世代間(上層農と上層農予備軍としての下層農)の不平等をも引き起こすこととなった。自らが他家での農業労働就業をバネに「更生」を遂げてきた(つつある)中堅人物や指導農家にとっては、こうした世代間不平等の放置は、自己の地位の正当性をも失わせるものであった。<sup>(85)</sup>農家更生計画がそもそも村落という場を離れて実践されることが不可能である限り、中

堅人物は、「私事化」イデオロギーと「平等主義的コミュニティ倫理」との妥協点を探らざるをえなかった。具体的には、地域資源の再配分秩序の再構築という課題が焦点となる。

ここで問題となるのは、こうした課題を実現するのに十分な程度の政治的・経済的資源を、中堅人物が保有していたか否かという点である。この点に関わって、当時のある総督府嘱託による「部落中心人物」の2分類—広義のそれと狭義のそれ—は興味深い。前者は年齢、家門、信用、富、経験、信念を兼ね備えた「統率者的中心人物」であり、後者は特定の分野で優良な実績を有する「一事一業の中心人物即中堅青年」であるという。前者はいわゆる「地方有志」としての在村地主層に、そして後者はこれまで述べてきた中堅人物層に同定できよう。そして、上記のような十分な政治的・経済的資源を保有する前者こそが農家更生計画の中心人物としては望ましいものの、実際には僅少な存在であることを指摘する。これに対して、後者＝中堅人物は、「地方有志」たるに十分な政治的・経済的資源を今のところは保有してはいないものの、更生計画での実績を通じてそれらの資源を蓄積することによっていずれ前者のような中心人物となりうるという、「運動論」的な展望を述べている。<sup>(86)</sup>

ただし、この論者は言及していないものの、狭義の中心人物＝中堅人物は、農家更生計画実施過程において彼／彼女らなりの実績を積んでゆく前提条件として地域資源再配分秩序の再構築という課題が要請されており、そのためには広義の中心人物と同等の政治的・経済的資源をあらかじめ保有している必要がある、というジレンマに直面していたことになる。中堅人物がかかるジレンマをいかに解消していったのか、農用林地設定事業、負債整理事業および耕地幹旋事業の3事業の分析を通じて明らかにしてみたい。

まず、農用林地に関しては、全羅南道前掲「農用林地施設計画」によると、農用林地の設定にあたって林野の購入／借入の幹旋調整にあたる機関として「農用林地設定委員会」が実施対象の面ごとに組織されている。<sup>(87)</sup> 当該委員会は、郡守・内務主任、郡属、郡林業担任産業技手、警察官駐在所主席、面長および区長その他の面内有力者などによって構成されていた。面レベルの組織とはい

え郡主導の組織であったこと、村落の中堅人物などの参与の度合いはそれほど強くなかったこと、が推察できる。しかも、前節で述べたように、総督府が農用林地専用に確保しえた林野それ自体が限定的であった。農用林地設定事業は、中堅人物の「活躍」の場とはなりえなかったようである。

ただし、農用林地設定事業の対象面となるためには「各里ニ愛林契設置可能<sup>(88)</sup>」であることが必要とされた。したがって、当該事業の実施を契機として村落レベルで愛林契が組織されてゆく過程では、中堅人物が中心的な役割を担った可能性がある。

次に、負債整理事業について見てゆく。鄭文鐘氏は、当該事業における債務調停に際しては「金融組合以外にも官(庁；引用者)、警察、学校などの機関が積極的に介入していった<sup>(89)</sup>」点を強調している。これ自体は正しい指摘であるが、他方では、指導部落においては負債整理に関わって中堅人物もまた重要な役割を果たしたと考えられる。前述のように『名鑑』の事例の中では、債務調停に関して中堅人物は金融組合理事ら「指導者」と同等の「活躍」を示している。また、上記の農用林地設定事業での役割と比較しても、中堅人物の「活躍」は顕著であったといえる。

さらに慶尚北道では、調停事業の第一段階として金融組合と「共励組合幹部等」による「部落内部」の調停、第二段階として邑面農村振興実行委員会・負債整理委員会による「調停援助」、第三段階として郡島農村振興委員会・負債整理委員会による「調停援助」という債務調停事業のシステム化を図っており<sup>(90)</sup>、かかるシステムのなかに「共励組合幹部」としての中堅人物が組み込まれていた。中堅人物は、制度上でも負債調停の実施主体として位置づけられていたのである。

「不労所得」の象徴ともいえる高利債利子の調停<sup>(91)</sup>という作業においては、「勤勉」規範のよき実践者たる中堅人物の発言は、少なくとも村落内人間関係のレベルにおいては一定の効力を有したと考えられる。

ただし、「債権の確実なものはどうしても負けて呉れないが、債権の素質の悪いのは負けて呉れる<sup>(92)</sup>」という報告が示唆するように、減免の調停が進んだのは

主として「不良債権」の場合であったようである。負債整理事業を債権者の立場から見れば、返済見込みの立たない累積利子分は放棄してでも元金と一部の利子を取りあえず確保することができるという点では十分に経済合理的な事業であった（債務農民にとっては、滞納した債務を返済することによって心理的な債務から解放される、というメリットがある）。負債調停の進捗の要因を中堅人物のヘゲモニー貫徹なり植民地権力による強力な介入<sup>(93)</sup>なりに一元化してとらえるのは単純に過ぎよう。むしろ、調停後に導入される低利資金という経済的資源が減免調停を円滑に進捗させた要因として重要であったと考えられる。

中堅人物が借換用の低利資金を村落農民に対して積極的に斡旋していた点は前節で確認した。その際、自身が連帯保証人となったり担保物件を貸与したりという事例も見受けられる（『名鑑』#28, 29, 37, 46）。ただし、せいぜい小地主程度の資産しか保有していない中堅人物にとっては、自己の信用力で村落農民の必要な低利資金をすべて調達することはそもそも不可能であった。外部から制度的に供給される低利資金を村落に導入する媒介者として自らを位置付けることによって、「相互連帯保証組」を組織してゆくことを村落農民に慫慂したり、あるいは「誓約書」の作成を通じて村落農民を農家更生計画に誘導したりしていった、というのが中堅人物が村落において担った主たる役割であったと考えられる。

以上のように、負債整理事業においては、経済的資源（低利資金）が村落に対して政策的に供給された点が大きな特徴となっている。それらの資源が村落内に導入される際には、中堅人物が媒介者としての役割を果たした。そして、それら資源の導入は村落内でのいわゆるゼロ・サム状態を緩和させるとともに、中堅人物の村落内での発言力を強化する機能を果たしたと考えられる。ただし、中堅人物が「不良債権」の範囲を超えて負債整理事業を進捗させるためには、経済合理性を越えて債権者を説得できるような、なんらかの規範が用意されなければならなかった。

最後に、もうひとつの重要な地域資源である耕地に関して見てゆく。耕地の再配分は、農用林地や低利資金とくらべると、事情はもう少し複雑であったよ

うである。すなわち、第一には、耕地に関して総督府は、農用林地や低利資金とは異なって配分しうる資源そのものを保有していなかった。したがって、村落内での耕地をめぐるゼロ・サム状態を回避することは困難であった。

第二には、「朝鮮農地令」(1934年)という、耕地再配分秩序の再構築にとって足枷となるような制度を総督府自らが制定してしまっていた。「朝鮮農地令」の直接の目的は、地主による零細農からの小作地引き上げを防止するために耕作権を強化するところにあつた。<sup>(94)</sup>しかし、結果としてそれは、耕地の農家間配分を現状固定化する方向で機能してゆくことになった。地主にとっては、「朝鮮農地令」の存在を零細農への耕地配分を行えない言い訳として用いることも可能となったのである。「現今の農地令が小作人に対して法律を以て保護はしているものゝ、現在小作地を有しない所謂窮農にとつては保護力をたない」という現状認識にもとづいて、1935年より「地主小作人協調組合」の設立を奨励するに至つた忠北の事例が「朝鮮農地令」をめぐる問題の所在を示唆している。<sup>(95)</sup>

しかも、たとえ地主の協力がとりつけられたとしても、次には零細農・農業労働者層への耕地配分を要請されることになる上層農の説得という課題が残される。実際に振興運動の現場(全北の事例)において、「大量小作者(大規模小作農のこと；引用者)は同胞愛と徳義心とを發揮して自ら進んで耕作地を隣家に分譲するやうになつた。勿論之が徹底的緩和救済は農地令の改正等の合法手段に依らねばならない」という指摘がなされている。<sup>(95)</sup>

上の文脈での「農地令の改正」は実施されず、かくて中堅人物にとっては、上層農および地主の「同胞愛と徳義心」に訴える以外に、耕地再配分を進める確たる手だてはなかつたといえる。くわえて、先に述べた負債整理事業においても、「不良債権」を範囲を超えた負債の借換に関しては、債権者の「同胞愛と徳義心」に訴えることが、中堅人物にとって唯一の手法であつたと考えられる。

前節で指摘したように、『名鑑』には耕地再配分に取り組んだ中堅人物の事例がいくつか紹介されていた。「私事化」イデオロギーのよき実践者として農家更生計画を主導してきた中堅人物が、今度はいかにして「平等主義的コミュニティー倫理」の核心ともいえる「同胞愛と徳義心」を地主や上層農から調達し

えたのであろうか。

第1節で言及したように、「十箇年計画」期間中には、総督府は、地主層に対して農家更生計画に対する協力をしばしば呼びかけている。また上層農を含めた「村落ぐるみ」の計画遂行の重要性をも強調するようになった。中堅人物は、こうした総督府の意向を村落に繰り返し伝達する役回りを演じることで、地主や上層農の「同胞愛と徳義心」に訴えようと試みたと思われる。

その際に重要な場を提供していたのが「月例会」であったであろう。第一次指定部落のうち「集会所」を有するものの比率は計画開始時の18%から終了時(1938年)の82%へと急増している<sup>(97)</sup>。朝鮮全体での数値(1937年)が29%であった<sup>(98)</sup>のと比較すると、指導部落での普及率が格段に高かったことが確認できる。総督府は、農家更生計画の主旨を指導農家に周知伝達するために「月例会」の開催を奨励している<sup>(99)</sup>。指導部落での「月例会」は、これらの「集会所」を会場として開催されたと考えられる。

従来であれば、婚葬祭、洞ドゥレ・ドゥレ、契の会合などの行事の際の飲食(饗宴)あるいは飲食店での私的な集いなど<sup>(100)</sup>、意見交換なり合意形成の場は村落において多元的に存在していた。ところが振興運動の過程で、そうした領域が縮小を余儀なくされた。結果的に、村落における合意形成の場としての「月例会」の持つ重みが相対的に増していったといえる。「月例会」を主催することそれ自体によって、中堅人物らは、彼/彼女らの村落内での発言力を強化することに一定程度成功したと考えられる。

それに加えて、同じく第1次指定部落を例にとると、「国旗掲揚台」設置部落の比率が、計画開始時の9%から終了時には97%へと急増した<sup>(101)</sup>。ここでも朝鮮全体の1937年の数値<sup>(102)</sup>46%を大幅に上回っている。これを、振興運動の一環として総督府によって進められた「心田開発運動」の「成果」として理解することも可能ではある。他方では、村落側(特に中堅人物)の動機に着目すれば、「月例会」などの際に国旗掲揚という行為を行うことによってそれらの会合に「公的」な性格を強く刻印づけるという戦術的なねらいがあったのではないだろうか。さらに、「月例会」の場に面職員や巡査・訓導などを招待して指導や講話を

仰ぐことによって、<sup>(103)</sup>もまた、「公的」空間の演出が図られていた。

ここで一点付け加えておくべきは、中堅人物が国旗に求めたのは、抽象的な「公的なもの」の表象機能にすぎなかったということである。運動史上の文脈で捉えれば、「日の丸」という形象が持つ歴史具体的な意味と国旗の持つ抽象的機能とを切り離した上で、植民地権力に「接近戦」を挑んだ彼/彼女らのこうした戦術に、「改良主義」としての「実力養成運動論」の極限の姿を見出すことができる。ただし、戦時体制下の「皇民化政策」において「日の丸」の意味を朝鮮民衆に注入してゆくことが総督府にとって改めて重要な課題とならざるをえなかった事実が、振興運動の段階にあっては、彼/彼女らの「接近戦」が戦術的な有効性をかろうじて保持していたことを逆照射している。

さて、これまでしばしば指摘してきたように、農家更生計画は農民の「修身」を起点として「修身→齐家→治国→平天下」<sup>(104)</sup>という継起的な改良が実現してゆくという、予定調和的な発想（幻想）を前提として組み立てられていた。その幻想が村落構成員に共有されうる限りにおいては、中堅人物は、朝鮮農村社会を「下から」改良してゆこうとする「運動」の村落レベルでの主導者として立ち居振る舞うことができた。ところが、農家更生計画の実施過程において「私事化」イデオロギーと「平等主義的コミュニティ倫理」との間に齟齬が生じ、やがてその幻想性が明らかになっていった。中堅人物はこれら2つの規範の調停を試みるために、植民地権力が提示した「公的」な規範の村落構成員へのメッセンジャーとして、すなわち「上から」の「運動」の末端農村での担い手としての役割を自らに課すに至ったのである。

ただし、当時の朝鮮農村が抱え込んでいた構造的な問題、とりわけ植民地的過剰人口<sup>(105)</sup>の緩和なしには、基本的には上記2つの規範の調停は困難であり、したがって、中堅人物の「主体的」な努力も自ずと限界付けられていた。農家更生計画道別実績に関する以下の分析を通じて、本節の最後にその点を確認しておきたい。

1930年の農耕従業者総数に占める「家族外労働者」<sup>(106)</sup>の道別比率： $x_2$ と農家更生計画の道別実績<sup>(107)</sup>： $y_2$ との間には、

$$y_2 = 3.796 - 0.1005x_2 \quad (R^2 = 0.446)$$

という、負の相関が見いだせる。具体的には、「家族外労働者」(年雇と日雇)比率の高い南部において、更生計画実績の数値が低くなっている(前掲表一2)。南部では、農業経営の零細化が進展しており、その分農村過剰人口の堆積程度が北部よりも一層激しかった。しかも前述のように、南部での土地生産性の伸びは北部ほどには期待できな<sup>(108)</sup>かった。したがって南部では、北部に比べて、ゼロ・サム状態により近い状況の下で、零細農・農業労働者層への耕地再配分という課題がより深刻に要請されていたといえる。結果的に、北部に比べて南部の農家更生計画の進捗度は低調にならざるをえなかったのである。

自らの「主体的」努力の限界に関して十分に自覚的な中堅人物にとって、採りうべきひとつの選択肢は、植民地権力が発する「公共性」を強調する言説への依存度を一層深めることであった。時あたかも戦時体制下、振興運動をめぐるスローガンが「自力更生」から「生業報国」へと変更されるなど、中堅人物が戦術的に利用しうる言説には事欠かなかった。ただしそれらの言説は、前述の「同胞愛と徳義心」といったその抽象度の高さに比べてきわめて具体性(=侵略戦争遂行という国家意志)を帯びたものとなっていた。中堅人物が植民地権力の言説への依存度を強めれば強めるほど、中堅人物の「接近戦」戦術は、その自由度を奪われてゆかざるをえなかったのである。

他方、総督府官僚もまた、振興運動実施過程において農村過剰人口という構造問題の所在を改めて確認することとなった。たとえば前出「時局対策調査会」(1938年)の席上で湯村農林局長は、「<sup>(ママ)</sup>南鮮—全羅道、慶尚道ニ致シマスト寧ロ内地ノ東北地方ヨリモ人口ガ稠密デアリマス。……農村耕地ノ獲得トイフトコロニ相当ニ困難ナ地方ガアル」と指摘している。そして、それに続けて局長は「随ツテ移民問題ハ色々ナ使命ヲ有ツテ居ルト考ヘマスガ、一面ニ於テハ農村問題トシテ重要ナ問題トシテ考ヘテ行カナケレバナラン」と自説を述べて<sup>(109)</sup>いる。農林局長のいう「移民」とは「満洲」農業移民の謂いである。実際に、1937年には総督府による朝鮮人「満洲」農業移民政策が本格的に開始され、以後段階的にそれが積極化して<sup>(110)</sup>いった。総督府のある資料によると、1937年度から44年

12月末までに「集団開拓民」として「満洲」に政策的に送出された21,632戸のうち17,127戸(79.2%)が南部7道の出身者によって占められている<sup>(111)</sup>。振興運動を通じて「過剰人口」というレッテルをはられた朝鮮農民は、今度は大陸侵略の後衛(ときには前衛)として戦時体制に深く巻き込まれていったのである。

## 結語

周知のように、日本国内においては1932年から農村経済更生運動(以下、更生運動と略)が開始されている。比較「運動」論的な視点から、振興運動との相違点を簡略に指摘することで、本論文のまとめとしたい。

振興運動がそうであったように、更生運動においても、農民の「勤労主義」による農業生産増大を以て農業不況を克服することが最重要の政策課題として設定されていた<sup>(112)</sup>。ただし、その際、農林省による「生産(力向上)政策は、傾向的に増加する流通関係補助金によって強化され」た点が大きな特徴となっている。実際、農林省所管補助金に占める流通関係補助金の比率は1934年以降一段高い値を示した<sup>(113)</sup>。

そうした流通関係補助金を槓桿として、農業生産増大にともなって増加が期待される販売可能農産物のための共同出荷のルートが整備されていった。具体的には、系統農会/産業組合という2系列の農業団体が販売斡旋/共同販売事業を担った。特に前者は、この時期の青果物の主産地形成に重要な役割を果たしている<sup>(114)</sup>。これら2系列の末端に位置づけられたのが、農家小組合/農事実行組合という村落団体であった。これら村落団体に対する補助金交付額もまた、1930年代には大幅に増大していった<sup>(115)</sup>。

この間の事情を農民の側から眺めれば、農林省の流通関係補助金政策は、共同出荷制度という「公共財」供給を促進する機能を果たしたといえる。個別農家が販売できる農産物のロットは価格形成に影響を及ぼすにはあまりに僅少であり、そこに特定地域の農民にとって共同出荷ひいては主産地形成のインセンティブが生じる。ただし、共同出荷制度や地域ブランドは外部性を有するために、いわゆるフリー・ライダー問題を随伴しやすく、制度形成のた

めの取引費用はその分だけ高額とならざるをえない。村落レベルでの政治的企業者（実態的には、いわゆる中堅人物が想定される）にとっては、村落団体にまで浸透する補助金政策は、かかる取引費用を補償してくれるものであったのである。<sup>(116)</sup>

このように、更生運動は、個別農民の内向的な努力（＝「勤労主義」）と村落農民の外向的な組織化（＝共同出荷団体）というふたつのベクトルによって推進されていったのである。そして、外向的な組織化を通じて、村落農民総体にとってのパイそれ自体の増大が目指されたということが出来る。

振興運動は、「勤勉」や「儉約」といった農民の内向的な努力に関わる言説には溢れていた。それに対して、日本国内で見られような外向的な組織化に関してはそれほど積極的な関心が払われなかったように見受けられる。補助金政策という観点から見れば、確かに、負債整理事業において低利資金が事業進捗に重要な役割を果たしている。しかし、当該資金もまた、結局は「勤勉」「儉約」という内向的な方向へと農民を動機付けるものであった点は確認されてよい。

共同出荷団体に関しては、朝鮮では、1935年に、日本国内の農家小組合／農事実行組合に相当する殖産契の組織化が開始されている。殖産契は指導部落に優先的に設けられた。<sup>(117)</sup>にもかかわらず、第1次指定部落における1938年現在の設置部落率は36.3%にとどまっている。<sup>(118)</sup>

こうした低調さの要因として、ひとつには、総督府の慎重な姿勢が挙げられる。1935年に政務総監は、農民の共同購販事業に関して「未だ民度低く団体觀念の幼稚なる農村に対し急激に之を実施し、且広汎なる取扱、複雑なる取引を行はしむるが如きは現在の民度に照し、相当考慮を要する」<sup>(119)</sup>と述べている。総督府官僚の朝鮮農民に対する停滞論的な偏見が、殖産契設置を徒らに遅延させたといえる。

もうひとつには、より実態的な要因を挙げることができる。すなわち、朝鮮内都市部における農産物（とくに青果物）市場の未発達という点がそれである。朴ソプ氏が強調したように、<sup>(120)</sup>1930年代の工業化・都市化にともなって朝鮮内の野菜など新興農産物の需要が拡大し、それに対応して朝鮮に商業的農業が新

たに展開したことはまず確認されなければならない。ただし他方では、野菜栽培の集中地域が都市近郊に限定されていたこともまた事実である。<sup>(121)</sup>遠隔地での主産地形成を促すほどには朝鮮内都市部での青果物需要は成熟しておらず、それは基本的には近郊農民の個別的な対応によって賄われていたのである。その背景には、言うまでもなく朝鮮人都市労働者の生活水準の低位性という構造的<sup>(122)</sup>問題があった。

共同出荷団体を組織して村落農民のパイ総体を増やすという「運動」の契機が不充分であった分だけ、振興運動では、更生運動と比較して農民の個別的な努力という内向的なベクトルが勝ることとなった。そして、本文で論じたように、個別農民の努力が内向的であればあるほど、それは、結果として村落の「平等主義的コミュニティー倫理」と齟齬を強めることとなった。そして、その齟齬を調停するために村落農民は植民地権力の提示する「公的」な規範への依存度を高めてゆかざるをえなかったのである。かくて、正統性／正当性なき植民地権力が発する言説が、村落農民の間でヘゲモニーを獲得してゆくという事態<sup>(123)</sup>が出来ることとなったのである。

もちろん、植民地権力の言説が全面的にヘゲモニーを貫徹していったわけでは決してない。1930年代の朝鮮農民は、村落農民自らの手による権力機構を長期に亘って維持し続けた、いわゆる赤色農民運動の経験を有している。振興運動とこの赤農運動とを組織論的な視点から比較分析することは、もうひとつの比較「運動」論として、残された重要な課題となる。

#### 註

- (1) 農村振興運動の正式名称は「農山漁村振興運動」であるが、本論文では山村・漁村に関しては考察の対象外とする。以下、振興運動と略して記述する。
- (2) 池秀傑「1932～35年間の朝鮮農村振興運動—植民地‘体制維持政策’으로서의機能에관하여—」『韓国史研究』第46号、1984年9月、参照。
- (3) 同上論文118～9頁参照。宮田節子「朝鮮における『農村振興運動』—1930年代日本ファシズムの朝鮮における展開—」『季刊現代史』第2号、1973年5月および富田晶子「農村振興運動下の中堅人物の養成—準戦時体制期を中心に—」『朝鮮史研究会論文集』第18号、1981年3月（以下、第1論文）、同「準戦時下朝鮮の農村振興運動」

『歴史評論』第377号, 1981年9月(以下, 第2論文)もあわせて参照。

- (4) 青野正明「植民地期朝鮮における農村再編成政策の位置付け—農村振興運動期を中心に—」『朝鮮学報』第136号, 1990年7月(以下, 第1論文), 同「朝鮮農村の『中堅人物』—京畿道驪州郡の場合—」『朝鮮学報』第141号, 1991年10月(以下, 第2論文), および鄭文鐘『1930年代朝鮮에서의 農業政策에 관한 研究—農家經濟安定化政策을 中心으로—』ソウル大学校博士学位論文, 1994年, 朴ソプ『1930年代朝鮮における農業と農村社会』未来社, 1995年, を参照。
- (5) 平均して40戸程度の農家からなる集落とその周辺の耕地や山林によって構成される, 農民にとっての最も基本的な日常生活空間を村落と呼ぶ。総村落数は75千弱に及んだ。歴史的には, 最末端行政単位として洞・里という呼称が付されてきた。
- (6) 池前掲論文も同様の見解を採っている(119頁参照)。ただし, 池氏は1935年をその画期として設定している(その根拠は明確に示されていない)。
- (7) 拙論「植民地期朝鮮の農業政策と村落」『朝鮮史研究会論文集』第29号, 1991年10月, 参照。
- (8) 上で紹介した拙論論旨に関しては, 「朝鮮民衆の立場ではなく日帝の立場を擁護している」(이하나 「1910~32年日帝의 朝鮮農村再編과 '模範部落」」延世大学校碩士学位論文, 1994年, 2頁)という批判がなされており, この論文に対しても同様の批判が繰り返されることが想定される。しかし, 이 (イ)氏の批判は的外れである。「国民」が, 国家権力の正統性/正当性を承認することと, 国家権力の特定の機能を戦術的に利用することとは, 厳密に区別して論じるべきである。特に, 植民地非支配民族というかたちで「国民」国家体制に編成された民族にとっては, 支配民族の場合と比較して, 両者の乖離に直面する機会はより大きなものであったといえる。さらに言えば, 両者の乖離を生み出す植民地支配の構造を分析することこそが, 重要な研究課題であると考えられる。なお, この点に関しては, 並木真人氏の「対日協力」論(並木「植民地期朝鮮人の政治参加について—解放後史との関連において—」『朝鮮史研究会論文集』第31号, 1993年10月, 55頁)を参照。
- (9) 宮田前掲論文, 53~56頁参照。
- (10) 朝鮮総督府『朝鮮施政に関する論告訓示並に演説集自昭和二年四月至昭和十二年三月』1937年(以下, 『演説集』と略), 107頁参照。
- (11) 他方で宇垣は, 過剰人口という構造的な問題が朝鮮農村の貧困の原因であるという見解を持っており, それに基づいて「満洲」への朝鮮人農業移民政策を構想していた(Kim, Ki-hoon. 1992. "Japanese Policy for Korean Immigration to Manchukuo, 1932-1945." Ph. D. Diss.. University of Hawaii., pp. 180~182)。宇垣は, 状況に応じて彼のダブル・スタンダードを使い分けていたということができる。
- (12) 以上, 富田前掲第2論文, 78~79頁参照。
- (13) 前掲『演説集』613~618頁所収。

- (14) 同上書, 178頁。道知事会議(1935年1月)での総督の発言。
- (15) 以上, 「朝鮮に於ける農山漁村振興運動の第一次農家更生計画実績」『朝鮮』第235号, 1934年12月, 14・16頁より引用。「各道農山漁村振興指導者打合会」(1934年1月)での渡辺農林局長の口演の一部。
- (16) 青野前掲第1論文参照。
- (17) 富田前掲第1論文, 161頁に同様の指摘がある。なお, 「既設の指導部落ある向は其の中に就き適當なる部落を選定すること」(「要綱」613頁)という指示が示すように1920年代以来の村落組織化政策の実績の活用が図られており, この点では政策上の継承性が確認できる。
- (18) 「農家経済更生企画並実行方法要綱」(1933年5月制定)慶尚北道『農村振興施設要項』1933年, 4~40頁所収。
- (19) 農家更生計画と小作権移動制限との関連性に関しては宮田節子「『朝鮮農地令』—その虚像と実像—」『季刊現代史』第5号, 1974年12月, 36~37頁ですでに論じられている。
- (20) 前掲『演説集』707頁。「農山漁村振興関係官会同」(1935年4月)での演述。
- (21) より正確に言えば, 註11で述べたダブル・スタンダードを一定程度修正したということになる。
- (22) 前掲『演説集』183頁。「道知事会議」(1935年1月)での訓示。
- (23) 同上書, 161~162頁参照。「道知事会議」(1934年4月)での政務総監訓示。
- (24) 同上書, 205・227頁参照。「道知事会議」(1935年4月および36年6月)での政務総監訓示。
- (25) 以上, 前掲『演説集』677頁より引用。「農山漁村振興関係官会同」(1935年4月)での総督口演。
- (26) 富田前掲第2論文, 81頁および青野前掲第1論文, 55~56頁参照。
- (27) 前掲『演説集』231頁より引用。「道知事会議」(1936年11月)での政務総監訓示。
- (28) 朝鮮総督府『朝鮮総督府時局対策調査会諮問答申書』1938年, 102頁より引用。
- (29) 前掲『演説集』645頁参照。政務総監通牒「農山漁村振興上留意すべき要項」(1935年3月)。
- (30) 慶尚北道『農村中心人物臨地指導要項』1935年, 5・26頁参照。
- (31) 富田前掲第2論文, 82頁参照。
- (32) 前掲『演説集』593頁より引用。
- (33) 「朝鮮に於ける農山漁村振興運動の全貌」『朝鮮』第224号, 1934年1月, 5頁より引用。
- (34) 朝鮮総督府『農村振興運動の全貌』1936年, 5頁より引用。
- (35) 朝鮮農会『農家経済調査(京畿道ノ分)』1930年, 同(全羅南道ノ分)1930年,

- 同（慶尚南道ノ分）1931年，同（平安南道ノ分）1931年，同（咸鏡南道ノ分）1932年，を参照。
- (36) 前掲「朝鮮に於ける農山漁村振興運動の全貌」31頁より引用。
- (37) 在宅日数が1年未満の者については，1年間在宅した場合の推計値（労働日数は在宅日数に比例すると仮定した）。また，原資料中の労働能力換算労働日数分は単純労働日数に再換算した。
- (38) 朝鮮総督府学務局社会教育課『朝鮮社会教化要覧』1937年，81～82頁参照。
- (39) 林炳潤『植民地における商業的農業の展開』東京大学出版会，1971年，289～294頁参照。
- (40) もちろん，男性が農業＝生産労働で女性が家事＝再生産労働，という農家内性間分業の構造それ自体が問い直されなければならないが，ここでの課題ではない。少なくとも，同時代の日本国内の農村にとっては（朝鮮とは異なって）この問題は解決済みであった，といった対比的な議論が成立しえなかったことは確認しておきたい。
- (41) 全羅南道『農山漁村振興事務便覧』1935年，付録22頁より引用。渡辺学務局長談「儀礼準則ノ発布ニ当リテ」の一部。
- (42) Sorensen, Clark W., 1988. *Over the Mountains Are Mountains: Korean Peasant Households and Their Adaptations to Rapid Industrialization*. Seattle and London: University of Washington Press., pp.111～118 参照。
- (43) ドゥレの労働時間に関して「一日の就務時間十一時間乃至十二時間……中正味労働時間は僅かに七時間乃至八時間に過ぎず……」（姜鋌澤「朝鮮に於ける共同労働の組織とその史的変遷」『農業経済研究』第17巻第4号，1941年12月，11頁より引用）という指摘がある。
- (44) 以上，朝鮮農会『優良農村と篤農家』（第一輯），1931年および忠清南道『伸び行く農村』1930年，をそれぞれ参照。
- (45) 以上，姜鋌澤前掲論文，10～11頁参照。
- (46) 前掲「朝鮮に於ける農山漁村振興運動の全貌」31頁より引用。
- (47) 趙景達「朝鮮人の労働観—大韓帝国期を中心に」『ほるもん文化』第2号，1991年10月，140頁より引用。「共同体幻想」なるものは，過去の単なる遺制ではなく，日常的面接性を再生産する生活習慣によって制度的に担保されていた，と考える。
- (48) 前掲「朝鮮に於ける農山漁村振興運動の全貌」9頁より引用。
- (49) 前掲『農村振興運動の全貌』71頁より引用。
- (50) 前掲『演説集』181頁参照。
- (51) 以下，「実力養成運動論」に関する説明は朴賛勝『한국근대전치사상사연구—민족주의 우파의 실력양성운동론—』역사비평사，1992年，を参照した。
- (52) 同上書，221頁より引用。

- (53) 朝鮮日報は、元来はいわゆる「民族主義左派」のオピニオン紙として、民族主義者と社会主義者をその協同戦線である「新幹会」へと糾合する上で重要な役割を果たしてきた。ところが、1928年の停刊事件を契機として、朝鮮日報社は新幹会との関係を絶つことを総督府に強要された。さらに、20年代末にいたって、新幹会はそのヘゲモニーを「民族主義右派」に奪われ、また社会主義者側が「共産党再建」路線へと戦略を転換したことにより、共同戦線としての「新幹会」はそれ自体が命脈を絶たれた。「生活改新運動」は、そうした政治状況の変化の下で朝鮮日報社が新たに選択した「改良主義」的な啓蒙運動であった(以上、朴賛勝「국내 민족주의 좌우파 운동」『韓国史』第15巻, 한길사, 1994年, 141~146頁参照)。
- (54) 以上, 同上論文, 145~146頁参照。
- (55) 丁堯燮「日帝治下の브·나로드 운동에 관한 연구」淑明女子大学校『論文集』第14輯, 1974年12月, 15頁参照。
- (56) 同上論文, 15頁より引用。
- (57) 權熙英「1930年代初言論機關의 農村啓蒙運動—東亜日報社 의 夏期啓蒙運動을 中心으로—」海軍第二士官学校『論文集』第1輯, 1979年, 52頁より引用。
- (58) この点, 朴賛勝前掲書, 223頁参照。
- (59) 拙稿「植民地権力と朝鮮農村社会」『商経論叢』第31巻第2号, 1996年2月, 62~65頁参照。
- (60) 前掲『推移』9頁参照。
- (61) 同上書10~11頁より算出。主要耕種作物11種の総作付面積。
- (62) 同上。各作物の単価は朝鮮総督府『農業統計表』1939年版に示された「価額」を「収穫高」で除して求めた。
- (63) 前掲『推移』9, 12頁より算出。
- (64) 同上書, 14~15頁より算出。
- (65) 同上書, 16頁より算出。
- (66) 朝鮮総督府『農山漁村振興功績者名鑑』1937年。以下、『名鑑』と略す。本書には、農家更生計画において「事績特に顕著な」(1頁)指導者と中堅人物および「成績優良な」(同)指導農家の事例が、それぞれ各道2件ずつ、合計 $13 \times 2 \times 3 = 78$ 事例が報告されている。以下#の後の番号は記載順の通し番号をしめす。なお、指導者事例; #1~26, 中堅人物事例; #27~52, 指導農家事例; #53~78。なお、本節においては指導者および中堅人物事例は、それら人物個々人の事例としてではなく、指導部落のそれとして読み換えて分析している。
- (67) 大野保「朝鮮農村の実態的研究」大同学院『論叢』第4輯, 1941年8月, 172~174頁。全羅北道南原郡にある「貞忠部落」の事例である。1932年の調査は「更生計画の目標となる様な農家」を行政が選定して実施していたものである(175頁参照)。なお、39年の日雇調査では通常の日雇とプマシとを別々に計上しているのに対して

32年の値にはプマシが含まれているか否かが不明である。39年の場合、日雇（125名）とプマシ（396名）を併せるとのべ521名となり、32年の数値にプマシが含まれていたとすると、日雇者数はむしろ増大したという結論が引き出されてしまう。39年のプマシ雇用農家数は40戸（通常の日雇雇用農家は9戸）に達したのに対して、32年の日雇雇用農家は12戸にとどまっている。この間にプマシ雇用農家だけが急激に増大したとは考えにくいから、32年の数値は通常の日雇者数だけを示していると判断される。

- (68) 鄭寅寛「再認識을要하는農家更生計画」『農業朝鮮』第2号、1938年2月（『日帝下雑誌抜粋植民地時代資料叢書』啓明文化社、1992年、第8巻所収）、18頁参照。
- (69) 富田前掲第2論文、87～88頁参照。
- (70) 前掲『推移』2頁および朝鮮総督府『朝鮮に於ける農村振興運動の実施概況と其の実績』1940年、15頁より算出。
- (71) ただし、振興運動開始以前においても、耕地再配分を媒介とするワーク・シェアリングの仕組みそれ自体は朝鮮農村において伝統的に重要な役割を果たしてきた。朝鮮農村においては、耕地再配分と雇用関係という2つの方法を組み合わせることによって、村落内でのワーク・シェアリングの秩序が成り立ってきたといえることができる。
- (72) 朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年版。
- (73) 以上、渡辺農林局長談「民有林指導方針大綱の制定に就て」『朝鮮山林会報』第95号、1933年2月、2頁参照。
- (74) 前掲『農山漁村振興事務便覧』237～257頁参照。
- (75) 前掲『推移』35頁参照。
- (76) 同上書、12頁参照。反あたり平均金肥投入量は2.9貫から3.7貫へと30%増加している（9、12頁より算出）。
- (77) 前掲「朝鮮に於ける農山漁村振興運動の第一次農家更生計画実績」53頁より引用。
- (78) なお、経済観念の欠如あるいは浪費（特に婚葬祭費のそれ）が朝鮮農民の債務の主要な要因となっている、という「停滞論」＝「本質論」的な理解（同上論文、52～53頁参照）が、こうした「唯物論」的な理解の前提となっている。
- (79) 鄭文鐘前掲論文、171頁、表4-6・4-7を参照。
- (80) 前掲『推移』26～27頁参照。
- (81) 鄭文鐘前掲論文、172～174頁参照。
- (82) 「農業実習員養成」『朝鮮農会報』第11巻第10号、1937年10月、93～95頁参照。
- (83) 富田前掲第1論文参照。
- (84) 池秀傑前掲論文、136頁より引用。

- (85) 『名鑑』中、2名の中堅人物（#31, 34）と8名の指導農家（#53, 54, 57, 59, 64, 67, 73, 75）に関して、自身が「更生」途上において年雇や臨時雇として雇用された経験を有していることが報告されている。ただし、単に「日雇」と表現された事例も含まれており、必ずしも農業日雇のみを指示しているとは限らない。
- (86) 増田収作「朝鮮に於ける部落中心人物につきての一考察」『朝鮮』第257号、1936年11月、90～96頁参照。なお、筆者は別稿において、1910年代に村落レベルの農事改良を積極的に担った「地方有志」としての在村耕作地主層の存在に注目した（「1910年代朝鮮における農事改良政策と在村地主層」『商経論叢』第32巻第2号、1996年9月）。1930年代には、村落で振興運動を担いうるに十分なだけの在村地主層はすでに存在していなかった。1920年代の当該層の推移に関しては、改めて検討したい。
- (87) 前掲『農山漁村振興事務便覧』、239頁参照。
- (88) 同上書、251頁より引用。
- (89) 鄭文鐘前掲論文、170頁より引用。
- (90) 前掲『農村中心人物臨地指導要項』27～28頁参照。なお「共励組合」とは前述「農村振興会」に相当する村落組織である。
- (91) 1938年までの調停による負債減免額のうち74%は利子の減免による（鄭文鐘前掲論文、171頁より算出）。
- (92) 「旧債整理をめぐる理事長座談会」『金融組合』第59号、1933年8月、45頁より引用。「各道連合会理事長座談会」での松木・平安北道金融組合連合会理事長の発言。
- (93) 戦後、水田直昌（当時財務局司計課長）は、「整理される側の高利貸連中が何かその政策に対して抵抗したとかいうことはございませんか」という質問に対して、「そこの問題はいわゆる独裁政治のよいところですね。若干の何はあってもピシヤツと行ってしまう、文句言うなということ……」と率直に答えている（水田直昌・土屋喬雄編述『財政・金融政策から見た朝鮮統治とその終局』友邦協会、1962年、68頁参照）。なお、植民地官僚自身による「良い独裁政治」論それ自体は分析対象として興味深い。
- (94) 前掲拙稿「植民地期朝鮮の農業政策と村落」、104～108頁参照。
- (95) 「地主小作人の協調組合設置」『朝鮮農会報』第9巻第3号、1935年3月、67～68頁参照。
- (96) 和久正志「農村振興運動に現はれたる精神現象（二）『観物外之物』の記」『朝鮮』第260号、1937年1月、178頁より引用。
- (97) 前掲『推移』34頁参照。
- (98) 前掲『朝鮮社会教化要覧』49頁より算出。
- (99) 前掲『演説集』653～655頁参照。政務総監通牒「農山漁村振興上留意すべき要

項」(1935年3月)の一部。

- (100) 振興運動における「民風改善」の一環として、指導部落での飲食店の廃止が進んだ。第一次指定部落の場合、飲食店数は1部落平均0.59から0.37へと46%減少している(前掲『推移』33頁参照)。
- (101) 註97に同じ。
- (102) 註98に同じ。ただし、「国旗掲揚塔」に関する数値である。
- (103) 平南道庁農村振興係「農村振興運動に現はれたる精神現象(四)躍動する農振精神」『朝鮮』第262号、1937年3月、54～55頁は「月例会」のそうした雰囲気を与えている。
- (104) 前掲『農村中心人物臨地指導要項』3頁より引用。
- (105) この点、前掲拙書『植民地期朝鮮の水利組合事業』31頁参照。
- (106) 沢村東平「朝鮮農業の労力組成」『社会政策時報』第208号、1938年1月、121頁より引用。原資料は「昭和五年国勢調査」。
- (107) ここでは農家更生計画の3大目標に注目し、まず、更生指導農家における食糧不足量、負債額、現金収支赤字額それぞれの計画開始時に対する減少率(第一次・第二次指定農家は計画の終了した1938・39年現在、第三次～六次農家は1939年現在)を道別に算出した。つぎに、朝鮮全体でのそれぞれの数値を1.00として道別数値を指数化し、それら3指数の和をもって実績の道別指数とした。資料は、前掲『推移』82～85、94～96頁および前掲『朝鮮に於ける農村振興運動の実施概況と其の実績』57～73頁。
- (108) ちなみに、1932～34年間の耕種作物反当生産額の道別指数： $x_3$ と前出の農家更生計画実績の道別指数： $y_2$ との間には、  

$$y_2 = 4.275 - 0.374x_3 \quad (R^2 = 0.556)$$
 という負の相関関係が見られる。更生計画開始時に反当たり耕種作物生産額の高かった南部各道での更生計画進捗度合いが低かったのである(表一2)。なお、 $x_3$ の数値は、1932～34年各年次の耕地面積1反当たり「植産物」生産額を道別に算出して朝鮮全体の数値を1.00として指数化した後に、3カ年分を加して求めた(資料は、朝鮮総督府『農業統計表』各年版、2、5頁による。なお耕地面積は1933年の数値で代表させた)。
- (109) 以上、朝鮮総督府『朝鮮総督府時局対策調査会会議録』1938年、140～141より引用。
- (110) この時期の朝鮮人「満洲」農業移民政策の立案過程に関しては、Ki-hoon Kim, *op. cit.*, chap. 5・6を参照。
- (111) 「第86回帝国議会説明資料(二)昭和19年農商局関係」(『日帝下支配政策資料集』第3巻、高麗書林、1993年所収)、645～646頁より算出。南部7道とは、三南地方6道および京畿道を指す。

- (112) 庄司俊作『近代日本農村社会の展開—国家と農村—』ミネルヴァ書房, 1991年, 508~509頁参照。
- (113) 以上, 長原豊『天皇制国家と農民—合意形成の組織論—』日本経済評論社, 1989年, 277頁, 279~280頁参照。
- (114) 玉貞之介『主産地形成と農業団体—戦間期日本農業と系統農会—』農山漁村文化協会, 1996年, 第1部参照。
- (115) 長原前掲書, 305~306頁参照。
- (116) 論点がややずれるので詳論はできないが, 流通関係補助金政策のもうひとつの機能として, 補助金分配機関として位置付けられた農業団体が中央から末端村落に至るまでの強固な系統組織へと自らを組織化してゆく契機となった, という点を挙げることができる。農業団体は, こうして蓄積した組織力を背景として, より多額で多様な補助金交付を政府に要請しうる政治的発言力を獲得していったのである。戦時統制の下では「権威主義的な国家コーポラティスト的再編」(長原前掲書, 311頁より引用) という政治的コストの支払いを余儀なくされたものの, 戦後民主主義体制の下で「圧力団体」として活躍する農業団体の組織的基礎は, こうした自己組織化過程において形作られたということができる。
- (117) 鄭文鐘前掲論文, 193頁参照。
- (118) 前掲『推移』36頁参照。関連して, 「共同倉庫」の設置部落率も32.9%と低調であった(34頁)。
- (119) 前掲『演説集』647頁より引用。「農山漁村振興上留意すべき要項政務総監通牒」(1935年3月)の一部。
- (120) 朴ソプ前掲書, 第1章参照。
- (121) 同上書, 44~49頁参照。
- (122) 同上書29頁では, 朝鮮農民の小商品生産者化の動きを論じた筆者別稿に対して, 商業的農業化をまだ過小評価しているとの批判がなされている。朴氏と筆者の結論の相違は, 実態認識の違いにではなく問題意識の違い(すなわち, 変化と構造のいずれに重点を置くのかという点)に因っていると思われる。
- (123) 註116の論点に関わって一点付言すると, 朝鮮の場合は対内的(共同出荷)にも対外的(補助金)にも農業団体の自己組織化の契機が脆弱であった。その結果, 農業団体を主要構成要素とするようなコーポラティスト的国家編成は, 植民地期には成立しえなかった。この特性は, 解放後の国家編成の性格をも規定づけていったと予想される。